

(その1) ※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。



# 収支報告書 (令和 2 年分)

- 1 政治団体の名称 (ふりがな) (ぜいりしによるこばやしたかゆきこうえんかい)  
 税理士による小林鷹之後援会
- 2 主たる事務所の所在地 千葉県八千代市勝田台北1-19-40太宰会計事務所内
- 3 代表者の氏名 太宰 真澄
- 4 会計責任者の氏名 齋藤 裕介

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政党
<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 (後援会等)	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

問合せ先

(担当者) 太宰真澄

(電話) 047-485-8832

(担当者)

(電話)

※問合せ先については、必ず連絡のとれる連絡先を記載してください。

国会議員関係政治団体の区分
(政治資金規正法第19条の7第1項)
<input type="checkbox"/> 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 第2号に係る国会議員関係政治団体
・公職の候補者の氏名 小林鷹之
・公職の種類 衆議院小選挙区選出議員
(該当する方に○→) (現職)
・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
<input checked="" type="checkbox"/> 1年を通じて適用
<input type="checkbox"/> 対象年の途中での適用の異動あり
(「異動あり」の場合のみ以下を記入)
年 月 日 から 年 月 日まで

資金管理団体の指定の有無
<input checked="" type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/> 有
(以下 指定「有」の場合のみ記載)
・公職の種類 (該当する方に○→) (現職・候補者)
・資金管理団体の届出をした者の氏名
・資金管理団体の指定の期間
<input type="checkbox"/> 1年を通じて適用
<input type="checkbox"/> 対象年の途中での適用の異動あり
(「異動あり」の場合のみ以下を記入)
年 月 日 から 年 月 日まで

- 注意(1)上記のうち、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び会計責任者の氏名に記載する内容は、提出日現在で届出ている内容と一致してください。
- (2)上記のうち、政治団体の区分、活動区域の区分、国会議員関係政治団体の区分、資金管理団体の指定の有無に記載する内容は、前年12月31日現在の状況に従い記載してください。
- (3)記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
- (4)提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

(下欄は記載不要。選挙管理委員会が記載。)

団体コード	翌年への繰越金
382520	

3/31 ✓  
/ J

# 収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

## 1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②) .....				94,072
① (前年からの繰越額) .....				74,072
② (本年の収入額 = $A+B+C+D+E+F+G$ ) .....				20,000
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額) .....				10,460
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2)) .....				83,612

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費				
	十億	百万	千	円
金 額 $A$ .....				
員 数 .....				人

(2) 寄 附					
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附					内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[ うち 特 定 寄 附 ]					
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附					内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附				20,000	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)				20,000	(ア)~(ウ)の小計を記載すること。
[ 寄附のうち寄附のあっせんによるもの ]					内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附					
合 計 $B$ (ア+イ)				20,000	内訳を表(その9)へ記載すること。

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。  
 ※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その7-3) 政治団体

(7) 寄附の内訳 (政治団体)				寄附者の区分	政治団体		
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
千葉県税理士政治連盟千葉西支部			10,000	R2.7.2	千葉県千葉市花見川区幕張6-73-4	福田繁男	祝い
千葉県税理士政治連盟			10,000	R2.7.2	千葉県千葉市中央区中央港1-16-12	江波戸秀記	祝い
この頁の小計			20,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計			20,000				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。  
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表											
項 目		金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備 考	
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円		
1	経 常 経 費										
	(1) 人 件 費										
	(2) 光 熱 水 費										
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費										
	(4) 事 務 所 費				10,460						
小 計 ((1)~(4))					10,460						
2	政 治 活 動 費										
	(1) 組 織 活 動 費										
	(2) 選 挙 関 係 費										
	(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費 ※										
内 訳	ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費										
	イ 宣 伝 事 業 費										
	ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費										
	エ そ の 他 の 事 業 費										
	(4) 調 査 研 究 費										
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金										
	(6) そ の 他 の 経 費										
小 計 ((1)~(6))										うち本部・支部間の交付金合計	円
合 計					10,460	←1の小計と2の小計の合計を記載すること。					

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	

「コピー機により  
複写した領収書  
の写し」が必要



(その17)

# 資 産 等 の 状 況

**全団体必要**

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

**全団体必要**

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

領収書等の写し

✓ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 3 月 25 日

政治団体の名称 税理士による小林鷹之後援会

会計責任者の氏名 齋藤裕介



(以下は解散届提出時のみ記入)

( 代 表 者 の 氏 名

) (印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

## 政治資金監査報告書

令和3年3月25日

税理士による小林鷹之後援会

代表 太宰 真澄 殿

登録政治資金監査人

徳山 博幸

登録番号 第450号

研修修了年月日 平成20年10月3日



### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、税理士による小林鷹之後援会の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、税理士による小林鷹之後援会の主たる事務所において行った。

### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

### 3 業務制限

税理士による小林鷹之後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、税理士による小林鷹之後援会と政治資金監査の業務を補助した使用者その他の従業者との間においても、同様である。

以 上